

「別表 会費・負担金算出基準」新旧対照表

(平成30年度改正)

新		旧	
1 会費を学校・大学図書館1館当たり年額500円とする。		1 会費を学校・大学図書館1館当たり年額500円とする。	
2 公共図書館の負担金の算出に当たっては、下記の表によるものとする。		2 公共図書館の負担金の算出に当たっては、下記の表によるものとする。	
区 分	金額(円)	区 分	金額(円)
県立図書館	70,000	県立図書館	70,000
教育センター資料室		教育センター資料室	
県議会図書室		県議会図書室	
県民活動総合センター	15,000	県民活動総合センター	15,000
さいたま文学館		さいたま文学館	
男女共同参画推進センター		男女共同参画推進センター	
国立女性会館		国立女性会館	
県社会福祉協議会		県社会福祉協議会	
国立保健医療科学院		国立保健医療科学院	
市立図書館 人口	50,000人まで	市立図書館 人口	50,000人まで
	100,000 //		100,000 //
	150,000 //		150,000 //
	200,000 //		200,000 //
	250,000 //		250,000 //
	300,000 //		300,000 //
	350,000 //		350,000 //
	400,000 //		400,000 //
	450,000 //		450,000 //
	500,000 //		500,000 //
	550,000 //		550,000 //
	600,000 //		600,000 //
	650,000 //		600,000 //
	36,000		34,000
さいたま市立図書館	70,000	さいたま市立図書館	70,000
町立図書館	11,000	町立図書館	11,000
村立図書館	10,000	村立図書館	10,000

※前年度4月1日現在の人口で算出(県統計課による)する。

※前年度4月1日現在の人口で算出(県統計課による)する。